

令和3年第1回安城市議会定例会請願文書表

令和3年3月2日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	令和2年12月24日
件 名	令和2年の請願第37号『議会から監査委員の選任（議選監査委員）をやめて、その枠に識見監査委員を置くことにより、より実務的で効率的な監査委員制度としていただくことを求める請願』について、請願の趣旨及び請願事項に沿った説明をしていただくことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>本年12月定例会において提出させていただいた請願第37号は、反対討論がないままに、つまり、否決の理由・根拠が示されないままに反対多数で否決されました。</p> <p>否決に至る過程において、12月14日の総務企画常任委員会で各委員の不採択理由は示していただきましたが、その多くは『議選監査委員は廃止の必要はない、問題はない、その価値はある』といったもので、その理由・根拠は請願にあった請願の趣旨及び請願事項に沿ったものではありませんでした。</p> <p>ちなみに、令和2年6月24日の本会議において、二村守議員による請願第1号から請願第4号の反対討論がありました。</p> <p>その中で、6月18日の総務企画常任委員会で二村守委員の質問について、紹介議員が請願書に書かれていなかった自治体名をその場では答えられず「後日、お出しする」と答えて、二村守委員も「お願いします」と言われたことにより、その後、反対討論日までに自治体名をきちんと提示させていただいたにもかかわらず、紹介議員がその場で答えられなかったことを請願の反対理由とされました。</p> <p>このように、議会は請願者や紹介議員に厳格な対応を求めたように、議会も請願書の内容について、自ら率先して誠実で丁寧な説明をされることは当然のことと考えます。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>令和2年の請願第37号にある請願の趣旨及び請願事項について否決とされた理由と根拠を自治基本条例と議会基本条例等に従い、請願第37号の請願事項『現状の議選監査委員を存続させると判断される場合は、請願の趣旨にある12項目の疑問及びその他の事項について、合理的、具体的、客観的な根拠及び実績をお示しいただき、議選監査委員の正当性について丁寧な説明をお願い申し上げます』について、記載がある通り誠実で丁寧な説明を求めます。</p>		